

## 令和4年度「先端IT人材育成支援事業」業務委託企画提案仕様書

### 1 委託業務名

令和4年度先端IT人材育成支援事業業務委託

### 2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 3 業務委託の目的

本県の情報通信関連産業は、国内市場からの遠隔性といった地理的不利性を克服し、アジア地域との近接性やリスク分散の観点から、沖縄が優位性を発揮しうる産業分野である。また、社会経済のデジタル化が進展する中、労働力不足に対応しつつ企業の稼ぐ力を向上させるためには、あらゆる産業においてデジタル化やDXの推進が求められており、情報通信関連産業に対する需要はより一層高まっていくことが予想される。

その一方で、県内ソフトウェア事業者の従業員一人当たりの年間売上高は全国平均の5割程度となっており、ITビジネスの高度化や労働生産性の向上が課題となっている。加えて、AI、IoT、クラウドコンピューティング、ビッグデータ等の技術進歩のスピードも速く、各産業のビジネスモデルの変革にIT事業者が対応していくには、技術力の更なる高度化や多様化、新たなビジネスを提案できる高いレベルの人材を継続的・安定的に育成・確保していく必要がある。

そのため本事業において、県内ITエンジニアの高度化・多様化に資する技術講座、資格対策講座、マネジメント力やビジネスプロデュース力を育成する講座を実施することにより、高度で単価の高い開発業務に対応できる人材を育成し、県内IT事業者の技術力・開発力の高度化と、デジタル社会に即したビジネス転換を目指すことを支援する。

### 4 業務内容

#### (1) 受講対象者

本事業において対象とする人材は次の分野である。

ア 情報サービス分野

イ ソフトウェア開発分野

ウ 通信・ネットワーク分野

エ コンテンツ制作分野

オ コールセンター分野

カ その他本事業趣旨に合致する分野（他産業のIT部門担当者等）

#### (2) 座学型研修の実施

次のアからエまでの研修等について、計25講座以上の開講、延べ200名以上の育成が可能な実施計画とし、研修内容、研修等参加想定企業（業種）、受講生確保に向けた効果的な周知・広報の方法について具体的に示すこと。

また、研修等の実施にあたっては、次の技術関連講座（ア及びイ）とビジネスプロデュースカ養成講座（ウ）、プロジェクトマネジメント力養成講座（エ）の割合について、県内IT事業者の現状と課題を踏まえた上、各分野の研修数を計画すること。

ア 先端IT技術講座

先端技術に関するITスキル、知識全般を習得する人材育成のため、IoT、AI、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、クラウドベースのアプリケーション開発、サイバーセキュリティ、その他の研修を実施すること。

イ 資格対策講座

先端技術に関する資格試験対策講座を実施すること。

※但し、各資格試験の受験料は対象外とする。

ウ ビジネスプロデュースカ養成講座

他企業との連携によるDXの取組やICT技術による新たなビジネスを企画・提案・実行するビジネスプロデュースカ等を会得できるカリキュラムを用いた研修を実施すること。

エ プロジェクトマネジメント力養成講座

高単価・高付加価値型の上流工程の開発案件に関するプロジェクト全体の統括が会得できるカリキュラムを用いた研修を実施すること。

研修にあたっては、実プロジェクトまたは仮プロジェクトを設定し、企画から設計、製作、運用、保守といった総合演習形式を取り入れること。

(3) 実践的な研修の実施

OJT研修やPBL研修など、実践的に学習する形で人材の育成が図られるような講座を10講座以上実施すること。県内企業の要望に応じて受講者の県外派遣、県外講師の招聘による企業内研修などを行うことにより、講座の受講を通して企業の業務受注拡大やビジネス展開等に資するものであること。

(4) セミナー等の開催

先端技術有識者等を講師として招聘し、5の(2)や(3)の研修を受講した県内IT事業者及びユーザー企業の経営者及び管理職を対象とし、先端技術の必要性、県内IT事業者に求められる役割、将来の展望等に関するセミナーを4回以上開催すること。

(5) 県内企業等の現状把握及び事業効果の検証

効果的かつ継続的な人材育成を行うために、県内IT企業、ユーザー企業及び研修参加者等にアンケートやヒアリングを行うなど、業界の状況や課題を積極的に把握しながら本事業を実施すること。

(6) 沖縄県との連携

研修等の進捗状況報告及び研修等計画の確認・決定のため、月1回、沖縄県庁において取組全般に係る会議を開催し、沖縄県と密に連携を取ること。

(7) 事務局体制の整備

本事業を円滑に進めるため、1名以上の総括責任者を配置した事務局を設置し、産業界の課題・意見・要望などを把握・検討し、沖縄県と連携しながら本事業に反映できる体制を整備するものであること。

(8) その他

事業者自らが有する専門知識やノウハウ、教育手法等を活用することで、より有用な結果が得られる提案をすることを妨げない。

また、参加者の利便性向上のため、オンラインツール等を積極的に取り入れること。

5 提案総額の上限について

今回の企画提案応募については、55,045千円（消費税込み）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案募集にあたり設定したものであり、実際の契約金額とは異なる。

6 積算見積について

(1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(2) 各経費は税抜価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。

※ 1円未満の端数については切り捨てるものとする。

（「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照。）

(3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 直接人件費

※ 参考（沖縄県見積基準日額）

統括担当者(49,900円)、専門員A(36,500円)、専門員B(27,900円)

○ 統括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。

○ 専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる

○ 専門員B：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

イ 直接経費

(7) 補助員人件費

※ 参考（非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程）

行政職給料表1号給（時給930円）

注）健康保険料、厚生年金保険料等の事業者負担分及び通勤手当等の諸手当は別途。

○ 補助員：補助的又は定型的な業務に従事する。

(4) 旅費

- (ウ) 会場費
- (エ) 謝金
- (オ) 使用料・賃借料
- (カ) 消耗品費
- (キ) 印刷製本費
- (ク) 通信運搬費
- (ケ) その他必要経費（※ 内訳等を明らかにすること。）

ウ 再委託費

県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせるために必要な経費。

エ 一般管理費

「ア 直接人件費」＋「イ 直接経費」の100分の10以内とすること

オ 消費税

（「ア 直接人件費」＋「イ 直接経費」＋「ウ 再委託費」  
＋「エ 一般管理費」）×100分の10

7 外部有識者への意見照会

事業の実施にあたっては、外部有識者に対しても随時意見を求め、事業の円滑な推進に努めるものであること。

8 事業進捗に関する報告

- (1) 毎月上旬に前月の各作業報告書を提出すること。
- (2) 把握した業界の状況や課題等についても詳細に記録し、随時提出すること。

9 成果物について

報告書1部及び報告書の電子ファイルを沖縄県に納品すること。

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

10 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案応募申請者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他、県が簡易と決定した業務

11 契約保証金について

委託事業者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の金額を沖縄県に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

12 その他

(1) 業務の遂行に当たっては沖縄県と随時協議を行い、その指示に従うものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項又は、疑義の生じた事項については、沖縄県と協議するものとする。